

# 第2章 行政機構

## 1 総論

平成30年度の機構・定員要求に当たっては、「国家公務員の総人件費に関する基本方針」（平成26年7月25日閣議決定）及び「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（平成26年7月25日閣議決定）に併せ、「平成30年度内閣の重要課題を推進するための体制整備及び人件費予算の配分の方針」（平成29年7月20日内閣総理大臣決定）に沿って、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等も見据え、テロ対策、サイバー犯罪・サイバー攻撃対策、治安・海上保安の基盤強化、税関・出入国管理・検疫(CIQ)の体制整備等に取り組むとともに、内閣の重要政策に係る取組に重点化を図るなどとされた。

こうした中で、農林水産省の平成30年度の組織・定員については、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、農林水産業の成長産業化に向けて、農林水産行政をめぐる諸課題に的確に対応するため、以下の事項を重点として措置した。

### ア 農業の競争力強化に向けた体制の強化

- ・生産資材コストの低減等のための体制強化
- ・戦略的な輸出体制整備のため、GAP取得の推進、動植物検疫等の体制強化

- ・土地改良事業推進体制の強化

- ・農地・農業用施設に係る災害対策の体制強化

### イ 農山漁村の活性化に向けた体制の強化

- ・捕獲鳥獣の利活用(ジビエ活用等)等の推進のための体制強化

- ・「農泊」をビジネスとして取り組む地域を加速的に創出するための体制強化

### ウ 林業の成長産業化に向けた体制の強化

### エ 水産業の成長産業化に向けた体制の強化

### オ その他

- ・証拠に基づく政策立案(EBPM)を推進するための体制強化

## 2 機構等

### (1) 農林水産省設置法の一部改正

ア 農業機械化促進法を廃止する等の法律(平成29年法律第19号)による改正(平成30年4月1日施行)

農林水産省の所掌事務における「農業機械化の促進に関すること。」が廃止された。

イ 農業災害補償法の一部を改正する法律(平成29年法律第74号)による改正(平成30年4月1日施行)

「農業災害補償」が「農業保険」に名称変更された。

### (2) 農林水産省組織令の一部改正

ア 農業機械化促進法を廃止する等の法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(平成29年政令第208号)による改正(平成30年4月1日施行)

生産局及び同局技術普及課の所掌事務における「農業機械化の促進に関すること。」が廃止された。

イ 農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成30年政令第3号)による改正(平成30年4月1日施行)

「農林物資規格調査会」が「日本農林規格調査会」に名称変更された。

ウ 農林水産省組織令の一部を改正する政令(平成30年政令第86号)による改正(平成30年4月1日施行)

(ア) 大臣官房に政策立案総括審議官を新設、政策評価審議官を廃止。

(イ) 大臣官房、消費・安全局、食料産業局、経営局の所掌事務を変更。

エ 農林水産省組織令の一部を改正する政令(平成30年政令第267号)による改正(平成30年10月1日施行)

農村振興局農村政策部農村環境課を同局同部鳥獣対策・農村環境課に改組。

### (3) 農林水産省組織規則の一部改正

ア 農業機械化促進法を廃止する等の法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整理に関する省令(平成29年農林水産省令第45号)による改正(平成30

第2章 行政機構

年4月1日施行)

(7) 本省内部部局関係

a 組織の改正等

(a) 生産局

農産部技術普及課生産資材対策室の所掌事務を変更。

(イ) 本省地方支分部局関係

a 組織の改正等

(a) 地方農政局

生産部及び同部生産技術環境課の所掌事務を変更。

イ 農林水産省組織規則の一部を改正する省令(平成30年農林水産省令第20号)による改正(平成30年4月1日施行)

(7) 本省内部部局関係

a 組織の改正等

(a) 大臣官房

予算課の首席宮繕専門官を廃止、広報評価課に政策立案企画官を新設。

(b) 消費・安全局

① 消費者行政・食育課の食品表示・規格監視室の所掌事務を変更。

② 食品製造課に基準認証室を新設し、食品規格室を廃止。

(c) 経営局

① 経営政策課に担い手総合対策室を新設、就農・女性課の経営体育成支援室を廃止。

② 保険課に農業経営収入保険室を新設、保険数理室及び企画官を廃止。

b 準課長級省令職の新設

部局名	名称	所掌事務
食料産業局	基準認証室	農林水産省の所掌に係る事業における標準化に関する事務の総括に関する事(消費・安全局の所掌に属するものを除く。)
経営局	担い手総合対策室	農業経営の改善及び安定に関する政策の企画及び立案並びに連絡調整に関する事。農業構造の改善に関する事業の企画及び立案並びに連絡調整に関する事(農地の利用の集積に関する事を除く。)
	農業経営収入保険室	農業経営収入保険事業に関する事務。

(イ) 施設等機関関係

a 組織の改正等

(a) 植物防疫所

横浜植物防疫所塩釜支所宮古出張所、横浜植物防疫所新潟支所酒田出張所を廃止。

(ウ) 本省地方支分部局関係

a 組織の改正等

(a) 地方農政局

① 消費・安全部及び表示・規格課の所掌事務を変更。

② 経営・事業支援部及び食品企業課の所掌事務を変更。

(b) 事務所・事業所

① 大和紀伊平野農業水利事務所を廃止。

② 筑後川下流農業水利事務所の用地課、企画設計課を廃止。

③ 四国東部農地防災事務所の施設機械課を廃止。

④ 諫早湾干拓開門事務所を廃止。

⑤ 西北陸土地改良調査管理事務所に早月川支所を新設。

⑥ 北部九州土地改良調査管理事務所に環境調整課、環境保全専門官を新設。

⑦ 筑後川下流福岡農業水利事業建設所に用地課、技術専門官を新設。

(c) 北海道農政事務所

① 生産経営産業部及び事業支援課の所掌事務を変更。

② 消費・安全部及び表示・規格課、安全管理課の所掌事務を変更。

(エ) 水産庁関係

a 組織の改正等

(a) 水産庁

資源管理部管理課に漁業取締管理室を新設、指導監督室を廃止。

b 準課長級省令職の新設

部局名	名称	所掌事務
資源管理部	漁業取締管理室	漁業の取締りに関する事務。

ウ 農林水産省組織規則の一部を改正する省令(平成30年農林水産省令第64号)による改正(平成30年10月1日施行)

(7) 本省内部部局関係

a 組織の改正等

(a) 消費・安全局

農産安全管理課に農薬審査官を新設。

(b) 農村振興局

① 農村政策部地域振興課に中山間地域・日本型直接支払室を新設、日本型直

## 第2章 行政機構

接支払室と中山間地域室を廃止。

- ② 農村政策部都市農村交流課に農泊推進室を新設。
- ③ 整備部設計課計画調整室の所掌事務を変更。

### b 準課長級省令職の新設

部局名	名称	所掌事務
農村振興局	中山間地域・日本型直接支払室	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関すること。農地法第三十二条第一項第一号に掲げる農地の農業上の利用の確保に関すること。中山間地域等における農業の生産条件に関する不利を補正するための支援に関すること。
	農泊推進室	農山漁村と都市との地域間交流に関する事務のうち農泊(観光旅客の農山漁村への来訪及び滞在をいう。)の推進に関する事務。

### (イ) 施設等機関関係

#### a 組織の改正等

##### (a) 動物検疫所

オリンピック・パラリンピック担当専門官を新設

### (ウ) 本省地方支分部局関係

#### a 組織の改正等

##### (a) 地方農政局

- ① 東北農政局経営事業支援部地域食品課に地理的表示監視官を新設。
- ② 中国四国農政局農村振興部農村環境課に鳥獣対策専門官を新設。

##### (b) 事務所・事業所

- ① 西奥羽土地改良調査管理事務所に権利保全対策官を新設。
- ② 阿武隈土地改良調査管理事務所に施設復旧対策専門官を新設。
- ③ 利根川水系土地改良調査管理事務所に耐震対策専門官を新設。
- ④ 淀川水系土地改良調査管理事務所に施設監視専門官を新設。
- ⑤ 南近畿土地改良調査管理事務所に耐震対策専門官を新設。
- ⑥ 北部九州土地改良調査管理事務所に施設監視専門官を新設。
- ⑦ 南部九州土地改良調査管理事務所に権利保全対策官を新設。

### (エ) 林野庁関係

#### a 組織の改正等

##### (a) 林野庁

森林整備部整備課に路網ネットワーク整備指導官を新設。

##### (オ) 水産庁関係

#### a 組織の改正等

##### (a) 水産庁

- ① 漁政部漁政課に危機管理・災害対応専門官を新設。
- ② 資源管理部管理課に資源管理推進官、外国漁船検査官を新設し、資源管理計画官を廃止。
- ③ 資源管理部漁業調整課に漁場管理対策官を新設。
- ④ 漁港漁場整備部防災漁村課の都市漁村交流専門官を廃止。

##### (b) 漁業調整事務所

仙台漁業調整事務所、新潟漁業調整事務所、境港漁業調整事務所、瀬戸内海漁業調整事務所、九州漁業調整事務所に資源管理推進官を新設し、資源管理計画官を廃止。

エ 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令(平成30年農林水産省令第67号)による改正(平成30年10月22日施行)

### (7) 本省内部部局関係

#### a 組織の改正等

##### (a) 食料産業局

産業連携課ファンド室の所掌事務を変更。

## 3 定員

### (1) 定員の増減状況

「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」(平成26年7月25日閣議決定)に基づき、定員合理化が行われる一方、増員については、政府の重要課題に適切に対応できる体制を整備しつつ、全体として増員を抑制される中で、農林水産省において168人(平成30年11月の緊急増員24人を含む)の新規増が認められた。

定員増減の内訳は次のとおりである。

行政機関職員定員令第1条定員

区 分	改正前	改正後	差 引
本 省	15,668 人	15,377 人	▲291
林 野 庁	4,786 人	4,768 人	▲18
水 産 庁	887 人	892 人	5
計	21,341 人	21,037 人	▲304

(2) 定員関係法令の改正

前記(1)の定員増減のため、平成30年度における定員関係法令の改正は次のとおり行われた。

- ア 行政機関職員定員令の一部を改正する政令(平成30年政令第75号)
- イ 行政機関職員定員令の一部を改正する政令(平成30年政令第246号)
- ウ 農林水産省定員規則の一部を改正する省令(平成30年農林水産省令第22号)